

平成30年度兵庫県予算及び施策に関する要望事項に対する措置状況（兵庫県町村会）

要 望 事 項	要望に対する県の対応（平成30年度予算等）	所管部局
<p>1 町財政基盤の拡充強化を図りたい 町の自主的な施策による町づくりのためには町財政基盤の確立は不可欠である。 よって、県におかれては次の事項について速やかな実現を図りたい。</p>		
<p>(1) 地方一般財源たる地方交付税の所要総額を確保し、財源保障・財源調整機能が維持されるよう、国に強く働きかけられたい。</p>	<p>県では、平成30年度国の予算編成等に対する提案（平成29年7月、12月）において、地方税財政の充実強化に向けて、地方一般財源総額の充実・確保等について提案を行った。 平成30年度の地方財政対策においては、前年度国税決算の予算割れに伴う地方交付税の精算減が生じたこと等により、8月の概算要求時点では非常に厳しい状況にあったが、国税決算精算減の繰り延べや、地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金の活用等の手立てが講じられることにより、最終的にほぼ前年度並みの62.1兆円（+0.04兆円）の一般財源総額が確保された。 一方、財政制度等審議会において、地方の基金残高が増加していることを背景に地方財政に余裕があるとして、地方財源を削減すべきとの議論があり、今後の国の骨太の方針の策定等においてもこの点が再び議論されることが予測されるため、兵庫県地方分権推進自治体代表者会議等の枠組みも活用しながら、市町と結束して国へ反論していく。</p>	<p>企画県民部 （市町振興課）</p>
<p>(2) 地方税財源の確保のため、償却資産に係る固定資産税及びゴルフ場利用税を堅持するよう国に働きかけられたい。</p>	<p>県では、平成30年度国の予算編成等に対する提案（平成29年7月、12月）において、地方税財政の充実強化に向けて、償却資産に係る固定資産税の堅持やゴルフ場利用税の堅持等の地方税体系の充実強化について提案を行った。 平成30年度税制改正では、償却資産に対する固定資産税の制度は堅持されるとともに、平成28年度に創設された現行の中小企業等への固定資産税軽減措置についても平成30年度で廃止されることとなったが、一方で生産性革命実現に向けた中小企業の設備投資を支援するため、市町村計画に基づき中小企業が実施する設備投資に対し、課税標準を3年間軽減する特例が新たに創設された。また、ゴルフ場利用税についても制度は堅持されたものの、昨年度に引き続き「今後長期的に検討する」こととされ、今後2020年東京オリンピックに向けて見直しの議論が一層高まることも予想される。</p>	<p>企画県民部 （市町振興課）</p>

要 望 事 項	要望に対する県の対応（平成30年度予算等）	所管部局
	<p>今後も、社会保障関係費の増加等により地方財政は依然厳しい状況が続くと見込まれることから、地方の税財源の安定確保について、兵庫県地方分権推進自治体代表者会議等の場も活用しながら、市町と結束して国への提言等を行っていく。</p> <p>なお、税収確保の取組として、平成24年度から県・市町で構成する「兵庫県個人住民税等税収確保推進会議」を設置し、個人住民税の特別徴収の推進等に取り組んでおり、平成30年度からは県及び全市町が連携して、原則として全ての事業者を個人住民税の特別徴収義務者として指定する一斉指定を行うこととなるが、各町においても自主財源の確保に一層の努力をいただきたい。</p>	
<p>(3) 地方版総合戦略の本格的な推進にとって欠かすことのできない交付金「地方創生推進交付金」について、採択要件を緩和するとともに、2分の1の地方負担分を地方交付税措置とすることなく全額交付金として採択するよう国に働きかけられたい。</p>	<p>地方創生推進交付金については、様々な制約があり、使い勝手が悪い制度設計となっている。しかしながら、地域創生の実現のためには、市町や地域自らが、その創意工夫により地域創生の取組を主体的に進めていく必要がある。</p> <p>このため、平成30年度当初予算において、県地域創生戦略又は市町版地域創生戦略に基づく市町、地域団体等の取組に対して支援する新たな交付金を創設する予定である。市町の創意工夫が活かせる制度設計としており、積極的に活用していただきたい。</p> <p>また一方で、国の地方創生推進交付金に対し、①対象分野・対象経費等の制約の緩和、②採択基準の明確化、③交付金規模の拡大、④交付率の改善等について提案している。また、全国知事会や関西広域連合、兵庫県地方分権推進自治体代表者会議を通じても同様の提案を国へ行うなど、地域の実情に応じた地域創生の取組の推進に向け、より使い勝手のよいものとなるよう、継続的に国へ働きかけていく。その際、より効果的な要望とするため、市町とも連携して実施してまいりたい。</p>	<p>企画県民部[政策] (地域創生課)</p>
<p>(4) 森林整備等のための新税（森林環境税（仮称））の創設にあたっては、所有者に対する間伐要請等の強化や所有者不明の場合の市町による間伐の代行など具体的な施策、個人住民税均等割の枠組みの活用を含め、都市・地方を通じて国民に等しく負担を求め、地方公共団体の意見を十分踏まえながら総合的に制度設計を図られるよう、国に働きかけられたい。</p>	<p>森林環境税（仮称）については、地方公共団体の意見を踏まえた総合的な制度設計が図られるよう、全国知事会や兵庫県地方分権推進自治体代表者会議等と連携しつつ、国に対する働きかけを行った。</p> <p>平成30年度税制改正において、森林環境税（仮称）及び森林環境譲与税（仮称）の制度内容が示され、平成31年に法改正が予定されているが、地方が独自に実施している森林保全等のための超過課税との重複が生じること、具体的な使途が明らかにされていないことなどについて、国が十分な説明を行うよう、引き続き働きかけたい。</p>	<p>企画県民部 (税務課) 農政環境部[環境] (豊かな森づくり課)</p>

要 望 事 項	要望に対する県の対応（平成30年度予算等）	所管部局
<p>2 医療・介護・福祉対策の拡充強化を図りたい</p> <p>地域医療の充実には、健診による病気の早期発見に加え、安心して医療・福祉・介護サービスが受けられる体制が必要であり、医師等のマンパワー、医療保険制度の充実及び町の財政安定化に向けた支援が不可欠である。</p> <p>よって、県におかれては次の事項について速やかな実現を図りたい。</p>		
<p>(1) 地域医療支援センターの機能を十分に発揮し、医師の地域偏在及び診療科偏在の解消に努めるとともに、幅広い診療能力を身に付けた医師を養成し医師不足地域に派遣されたい。</p>	<p>「兵庫県地域医療支援センター」において、修学資金を貸与して養成した県養成医の派遣等により医師確保対策を総合的に推進しているほか、「神戸大学医学部附属地域医療活性化センター」の教育・研修機能の活用等により、地域医療に従事する医師の資質向上、地域医療の充実に向けた取り組みを進めている。</p>	<p>健康福祉部 (医務課)</p>
<p>(2) 福祉及び介護分野における人材の養成・確保を図るとともに、障害施設整備における予算を確保するよう引き続き国へ働きかけられたい。</p>	<p>医療介護推進基金等を活用し、合同就職説明会・就職フェアの開催や、潜在介護福祉士等の復職を支援する研修の実施など多様な人材の参入促進、福祉人材のキャリアアップを支援する事業の実施による質の高い人材の育成、将来の担い手となる中学・高校生に対する啓発活動、魅力ある職場づくりへの支援等に取り組んでいく。また、元気高齢者や子育て後の女性等を対象とした現場体験により、多様な人材参入を促進するとともに、市町や関係団体に対して、介護人材の資質向上等に資する研修等への助成を図ることで、地域の実情に応じた人材養成・確保策を支援する。</p> <p>さらに、「兵庫県老人福祉計画（第7期介護保険事業支援計画）」を策定し、平成30年度から3年間の人材確保の目標人数を掲げ、多様な人材の参入促進や、魅力ある職場づくりの支援等の対策を総合的に推進する。</p> <p>障害施設整備においては、国の予算が十分とは言えないことから、基盤整備を確実にを行うための必要な財源を確保するよう、国に求めている。</p>	<p>健康福祉部[福祉] (社会福祉課) (高齢対策課) (介護保険課) (障害者支援課)</p>
<p>(3) 超高齢社会に対応するため、地域包括ケアシステムの構築と、公立病院としてその役割が果たせるための、積極的な指導・助言並びに財政支援の拡充を図るよう国に働きかけられたい。</p>	<p>医療提供体制の基盤の一つとして、地域の実情に応じた在宅医療提供体制の構築を図っていく。財政支援については、公立病院に対する運営費補助金の一部（病院群輪番制病院運営、救命救急センター運営）や施設整備及び設備整備補助金が三位一体改革により税源移譲がなされていることなどから、県単独の財政支援は困難であるが、公立病院に関する交付税措置については、小児医療、救急医療など不採算部門等に配慮の上、措置単価の引上げなどによる措置額の充実を国に働きかけている。平成29年度は、不</p>	<p>健康福祉部 (医務課) 健康福祉部[福祉] (高齢対策課) (介護保険課) 企画県民部 (市町振興課)</p>

要 望 事 項	要望に対する県の対応（平成30年度予算等）	所管部局
	<p>採算地区病院や小児医療に対する措置単価が上げられたところである。</p> <p>なお、地域医療構想実現のため、病床機能の分化・連携に必要な事業については圏域課題として位置づけられているかどうか見極めつつ講じていきたい。</p> <p>また、団塊の世代が後期高齢者(75歳以上)となる2025年を見据え、県としても、高齢者が安心して在宅生活を続けられるよう、市町における生活支援体制整備や認知症施策の充実等を支援するとともに、地域における医療・介護の連携体制の構築に向けた支援を実施する。</p>	
<p>(4) 平成30年度からの国民健康保険の制度改正に向けた情報提供を逐次行うとともに、自治体の経営基盤の安定化のため財政支援の充実を図るよう国に働きかけられたい。</p>	<p>県では分立している各種医療保険制度について、制度設計と財源確保の責任、権限を有する国を保険者として全国一本化することをこれまでから提案している。</p> <p>また、国保の都道府県単位化を進めるならば、①医療保険制度の一本化に向けた道筋を明らかにすること、②将来にわたる医療費の増嵩に対応できる財政基盤の確立を図るための更なる財源を確保すること、③市町村の累積赤字を解消するための措置を講じることなどを要望している。</p> <p>国保財政の安定化と保険料軽減のため、県単独事業である国民健康保険事業費補助金をはじめ、県繰入金や保険基盤安定負担金等とあわせて約509億円の財政支援を行っており、今後とも国民健康保険制度を担う保険者に対して、必要な支援を行っていく。</p> <p>また、国に対して、福祉医療費助成制度の実施に伴う国庫減額措置の廃止や、国庫支出金制度の拡充など必要な財政措置を求めている。</p> <p>市町に対しては、これまでも国の国保制度改革に係る検討状況等について定期的に情報提供するとともに、新制度の円滑施行に向けた対応を検討し決定するため、県・市町からなる国民健康保険連絡協議会において計23回意見交換を行い、国から新たな情報提供があれば、その都度提供してきた。</p> <p>今後とも、新制度の円滑施行のために必要な情報の積極的な提供に努めるとともに、将来的な保険料水準の統一を目指し、全市町合意のもと策定した国保運営方針に基づき、①特定健診・特定保健指導や生活習慣病の重症化予防等の保健事業の推進、②保険料の賦課方式や任意給付の水準の統一、③口座振替の推進等による収納率向上対策等を進めることにより、市町間格差の是正を図りながら国保制度の持続的で安定した運営に努めていく。</p>	<p>健康福祉部[福祉] (医療保険課)</p>

要 望 事 項	要望に対する県の対応（平成30年度予算等）	所管部局
<p>(5) 乳幼児医療費助成事業及びこども医療費助成事業の実施を継続されるとともに、市町においては、県制度の上乗せ事業として一部負担金の軽減、所得制限の緩和等助成内容の拡充を進めていることから、市町が継続して乳幼児、こどもの医療費助成を実施できるよう、県補助内容を拡充されたい。</p>	<p>本県では、大変厳しい財政状況の中、段階的に乳幼児・こどもの医療費助成事業を拡充し、平成25年7月に入院・通院とも中学3年まで助成対象となったところである。この結果、助成対象年齢では、全国でもトップクラスの水準となっており、制度の安定運営を行っていく。</p> <p>県の制度は、すべての市町が実施できる共通の基盤の制度として実施しており、各市町においては、地域の実情に応じて市町のご判断により独自に上乗せを行っているものと認識している。</p> <p>なお、国に対しては、全都道府県が実施し、医療に関わるセーフティネットとして必要不可欠となっている乳幼児等の福祉医療費公費負担の国における早期制度化等について提案している。</p>	<p>健康福祉部[福祉] (医療保険課)</p>
<p>(6) 認知症の増加が進む中、高齢者等の権利擁護に対応するため、市民後見人の養成の推進及び近隣市町間の柔軟な協力体制整備に対する支援を図られたい。</p>	<p>認知症高齢者や一人暮らし高齢者の増加に伴い、成年後見制度の必要性は一層高まってきており、市町において法人後見・市民後見人を確保できる体制を整備・強化するとともに、近隣市町間で協力した実施を推進し、地域における権利擁護人材等を育成する事業を支援していく。</p>	<p>健康福祉部[福祉] (高齢対策課)</p>
<p>(7) 不妊症・不育症の治療費の保険適用の拡大並びに県下における統一した県主体の不妊症治療の助成制度を創設されたい。</p>	<p>特定不妊治療の保険適用、助成制度の拡充や、不育症治療の保険適用の拡充、全国的な助成制度の創設について、全国衛生部長会から国への予算要望等の機会を通じて国への働きかけを行っており、今後も継続する。</p> <p>県では平成28年度に、早期受診・治療の促進及び経済的負担の軽減のため「不育症治療支援事業」を創設し、医療保険適用外の検査・治療費にかかる市町助成額の1/2を補助することとした。</p> <p>実施方法については、市町が実施している母子保健事業と連携して妊娠から出産、子育て期にわたり切れ目のない支援を行うことが効果的であることから市町を実施主体とし、県は補助事業として市町への財政的支援を行うこととしたものである。</p>	<p>健康福祉部 (健康増進課)</p>
<p>(8) 医療的ケアの必要な重度障害者を対象としたグループホームの整備・運営について、小規模事業所へのさらなる支援を国へ働きかけるとともに、県独自の財政支援を図られたい。</p>	<p>グループホームについては、施設入所から地域生活への移行を円滑に促進するために重要な役割を担うものであり、これまでから国に対して財源確保を働きかけてきたところであり、今後も引き続き、さらなる支援を国に働きかけてまいりたい。</p> <p>また、グループホームの運営においては、報酬単価の見直しが国において議論されており、こうした動向も踏まえつつ、県においても支援のあり方について検討してまいりたい。</p>	<p>健康福祉部[福祉] (障害福祉課)</p>

要 望 事 項	要望に対する県の対応（平成30年度予算等）	所管部局
<p>(9) 医療・看護体制を安定させるため、看護師等医療従事者の人の育成並びに確保対策の強力な推進を図りたい。</p>	<p>看護師等確保対策の推進として、県では①養成力の強化対策、②資質向上の推進、③離職防止・再就業支援対策の推進という3つの柱で取り組んでいる。</p> <p>養成力の強化対策としては、看護師等養成所運営費の助成などにより、質の高い看護師の養成を図っている。</p> <p>また、資質向上の推進としては、看護職員の養成における臨地実習指導に携わる者に対して、効果的な指導に必要な知識や技術を修得させる「実習指導者講習会の開催」や、訪問看護職員の確保と質の向上、経営安定のため、新たに訪問看護に携わる看護職員や管理者を対象とした研修等を行う訪問看護人材育成事業等を展開している。</p> <p>さらに、離職防止・再就業支援対策としては、平成27年10月に開始された離職時の届出制度の活用、再就業支援研修、合同就職説明会などの実施のほか、身近な地域で就業の相談・支援を行うためのナースセンター支所・サテライトの設置、子どもを持つ医療従事者の離職防止及び再就業支援促進のための病院内保育所運営費補助等を実施している。</p>	<p>健康福祉部 (医務課)</p>

要 望 事 項	要望に対する県の対応（平成30年度予算等）	所管部局
<p><b>3 教育対策・子育て支援の拡充強化を図りたい</b>  将来を担う子どもたちが健やかに成長できるよう、教育並びに子育て環境の整備を推進する必要がある。  よって、県におかれては次の事項について速やかな実現を図りたい。</p>		
<p>(1) 公立学校施設の機能充実及び環境改善、教育環境の向上を図るため、年次整備計画に基づき事業実施に取り組めるよう十分な必要予算の確保を国に働きかけられたい。</p>	<p>県では、かねてから国の財政支援措置の充実を要望しており、今年1月、県公立学校施設整備期成会の緊急要望として予算確保を国へ求めたところである。  各市町が計画どおり整備事業を進めることができるよう、引き続き国へ要望していく。  ※平成30年度 国の予算編成等に対する提案 で要望</p>	<p>教育委員会事務局  (学事課)</p>
<p>(2) 少子高齢、男女共同参画社会の進展における保護者ニーズを満たすには、地域を問わず病児保育対応型施設数の更なる増加が望まれており、病児保育を行う事業者が赤字経営にならないよう、補助金制度の見直し並びに一層の子育て支援施策の拡充を国に働きかけられたい。</p>	<p>病児・病後児保育事業の国制度の補助単価の改善については、県からの提案や全国知事会の要望などの機会を捉えて継続的に行っており、平成30年度の国の予算案では、経営の安定化の観点から、運営費の拡充事項として、基本分と改善分（感染症等の情報提供や巡回支援に対する加算）の基準額の一本化や、年間利用児童数に応じた加算分補助基準額の上限（2,000人以上）の見直しを実施される予定である。  なお、平成29年度からは、補助制度の新たな事業類型として体調不良児型を加えるとともに、病児保育施設への送迎に要する経費を加算の対象とするなど、よりきめ細やかなニーズに対応している。  また、かねてから本県が国へ要望を続けてきた結果、平成29年度より、病児保育事業の人員配置の要件緩和が実施され、一定の要件等を満たす場合には、保育士がいなくても事業実施が可能となるとともに、県独自でも国の補助要件を一層緩和した診療所型小規模病児保育事業を実施している。  引き続き、多様な病児保育のニーズを踏まえた子育て環境の整備を推進していく。</p>	<p>健康福祉部[福祉]  (こども政策課)</p>
<p>(3) 学校施設の改修に係り、学校プールについての補助率を校舎並びに屋内運動場（体育館）等と同じ補助率に見直すよう国に働きかけられたい。</p>	<p>学校水泳プールの改修については、耐震補強に係る改修のみが校舎並びに屋内運動場（体育館）と同じ補助率となっているが、耐震補強を伴わない水泳プールの改修については対象外となっている。  今後とも、様々な機会を通じて、国交付金の算定割合のかさ上げや自治体のニーズに対応した対象事業の拡充を図るよう国へ要望していく。  ※平成30年度 国の予算編成等に対する提案 で要望</p>	<p>教育委員会事務局  (体育保健課)</p>

要 望 事 項	要望に対する県の対応（平成30年度予算等）	所管部局
<p>(4) 発達障害や学習障害等支援が必要な児童に対する合理的配慮及び基礎的環境を充実させるため、特別支援教育支援員の配置並びに認定こども園における保育教諭加配についての財政支援の拡充と十分な予算枠の確保を国に働きかけられたい。</p>	<p>特別支援教育支援員の配置に係る財源については、市町に対して地方交付税で措置されており、年々拡充されているところであるが、更なる拡充が必要と考えており、引き続き国に要望していく。</p> <p>※平成30年度 国の予算編成等に対する提案 で要望          保育所等における職員の配置基準の改善についても、これまでから国に要望しており、今後も引き続き要望していく予定である。</p>	<p>教育委員会事務局          （特別支援教育課）          健康福祉部[福祉]          （こども政策課）</p>
<p>(5) 保育士等保育人材確保のための財源を拡充するとともに、処遇改善の推進を国に働きかけられたい。</p>	<p>国に対しては、これまでから保育士の一層の処遇改善を要望してきている。また、平成30年度には、保育所等で加配する保育士等の処遇改善に向けた県独自の新たな取り組みを開始する予定である。</p>	<p>健康福祉部[福祉]          （こども政策課）</p>
<p>(6) 安全・安心な学校給食の円滑な供給を図るため、学校給食施設整備費補助金について、調理器具等設備機械のみを新規購入または更新した場合も補助対象とするよう国に働きかけられたい。</p>	<p>学校給食施設に係る補助金については、新增築と改築が対象となっており、改修や、設備機器のみの新規購入または更新については対象外となっている。</p> <p>給食施設設備については、「学校給食法」において、安全安心な学校給食の提供のため、衛生管理上適正を欠く事項がある場合には、改善のために必要な措置を講じることとなっているが、多くの給食施設で老朽化が進んでおり、各市町でその対応に苦慮しているのが実情である。県としても財政措置及び補助対象の拡充について、国に要望してまいりたい。</p>	<p>教育委員会事務局          （体育保健課）</p>



要 望 事 項	要望に対する県の対応（平成30年度予算等）	所管部局
<p><b>4 農林水産業施策の拡充強化を図りたい</b>  農山漁村の置かれている環境は、担い手の高齢化と国際的な貿易自由化等厳しい状況下であり、人口減少や高齢化に対応した地域再生のための地域の実態に即した即効性のある施策を展開することが必要である。  よって、県におかれては次の事項について速やかな実現を図りたい。</p>		
<p>(1) 農林水産業の担い手の育成・確保や地域の再生のため、継続的な、より一層の支援を図りたい。</p>	<p><b>【農業】</b>  就農希望者の相談窓口として、県域レベルにひょうご就農支援センター、地域レベルに地域就農支援センター（13ヶ所）を設置し、県・市町・農協、農業委員会など関係機関の緊密な連携による新規就農者の相談・支援を行っている。  就農前の研修として、専業農家・農業法人等を活用したインターンシップ（農業体験）、県立農業大学校において、農業の基本的知識及び技術の習得を支援する就農チャレンジ研修、就農希望者に対する農大ほ場を使用した栽培から販路開拓・販売までを実習する新規就農者等育成研修（実践研修）、兵庫楽農生活センターにおいて、就農希望者に対する総合的な農業技術研修を行う就農コースを実施する。  また、就農後の早期の経営確立を図るため、人・農地プランの中心経営体としての位置付けなど、要件を満たす者に最長5年間給付金を給付する新規就農者確保事業（経営開始型）、独立就農を目指す就農希望者を雇用・研修する農業経営体等に対する研修費の助成を行う雇用就農者独立支援事業、非農家出身者など新規就農者に対する地域のベテラン農家による地域への溶け込みや技術・経営指導等を支援する就農スタートアップ支援事業、初期投資軽減のための園芸施設の貸与支援を行う農業施設貸与事業により、円滑な定着を図る。</p> <p><b>【林業】</b>  建築用木材から木質バイオマス発電燃料用木材まで新たな需要にも対応できる安定的な原木供給に向け、木材生産能力の高い林業経営体を育成するため、高度な技能・技術を有する林業労働者、企画能力の高い経営者、集約化を進める施業プランナーを養成する研修等への支援を実施する。</p>	<p>農政環境部  （農業経営課）  （林務課）  （水産課）</p>

要 望 事 項	要望に対する県の対応（平成30年度予算等）	所管部局
	<p>【水産業】</p> <p>意欲ある人材を育成するため、普及指導員を県下各地に配置し、青年漁業者による養殖試験や6次産業化への指導、少年水産教室の開催や新規就業者の研修、高鮮度な水産物供給に向けた次世代型沖合底びき網漁船の建造等を支援する。また、漁業経営の安定化や近代化等を図るため、低利資金の融通などを行うとともに、国、漁業系統団体と連携し、漁業収入安定対策事業や漁業経営セーフティネット構築事業、漁業経営基盤強化金融支援事業を推進する。</p>	
<p>(2) 農業・林業・水産業系の高等学校を活かした、土づくりからの研究・開発を行う未来型農業などのカリキュラムの編成や、技術交流による地域創生の推進を図りたい。</p>	<p>農業・林業・水産業系高校においては、基礎基本を重視した農業の学びに加えて、有機JAS認定や兵庫安心ブランド認定等の付加価値を加えた農産物栽培を取り入れる等、これからの農業を見据えた学習を展開している。また、バイオテクノロジー技術の習得や優良牛育成を目指した先進的な取組等を進めるため、県立農業高校、県立播磨農業高校、県立但馬農業高校の3校を拠点校として、農業分野の技術革新に対応した施設・設備を整備し、生徒が将来就業の場で幅広く活躍できる実践力を育成している。</p> <p>今後も引き続き、農業・林業・水産業系高等学校の学びを生かした取組を積極的に行い、地域創生に寄与していく。</p>	<p>教育委員会事務局 (高校教育課)</p>
<p>(3) 鳥獣害（シカ・イノシシ・ツキノワグマ・カワウ・サル・特定外来生物《アライグマ・ヌートリア》）対策にかかる鳥獣被害防止総合対策事業等の円滑な実施に向けた財政支援を更に拡充されたい。</p> <p>① 県民緑税活用事業による森林整備を推進すること。</p> <p>② サル監視員配置に係る県補助率を引き上げること。</p> <p>③ 鳥獣被害防止柵設置に係る県補助率を引き上げるとともに、設置のための諸費用等補助対象を拡充すること。</p> <p>④ 市町域を越える広域捕獲活動や捕獲班の設置等、より効率的な捕獲体制を整備すること。</p> <p>⑤ シカ有害捕獲促進支援事業と同様に、イノシシ有害捕獲についての財政支援を図ること。</p> <p>⑥ 繁殖力があり、市町域を越えて飛来してくるカワウの捕獲は困難であるため、効果的な捕獲対策を講じられるとともに、行動追跡や擬卵置換による繁殖抑制をさらに図ること。</p>	<p>①「災害に強い森づくり」の野生動物共生林整備では、人と野生動物との棲み分けを図るバッファゾーン整備を行う。また、野生動物の餌となる実のなる木の植栽やシカ食害等により荒廃した広葉樹林の下層植生を回復させるとともに、奥地条件不利地のスギ・ヒノキ人工林の広葉樹林化を進めていく。</p> <p>②サルの被害軽減を目的に、集落への出没状況をメール等で住民に知らせるサル監視員5人の活動経費を支援している。経費負担は、地域住民に身近な被害対策の位置づけから、特別交付税措置80%を活用し、県10%、市町10%の負担としている。</p> <p>③鳥獣被害防止柵の設置は、国庫事業（鳥獣被害防止総合対策事業）等を活用して支援している。経費負担は、農家等が自力で設置する場合は、市町負担は無く、柵の資材費が全額国庫補助となり、事業者による請負施工の場合は、国庫や特別交付税措置を活用し、県4.5%、市町4.5%の負担としている。</p>	<p>農政環境部[環境] (鳥獣対策課) (豊かな森づくり課)</p>

要 望 事 項	要望に対する県の対応（平成30年度予算等）	所管部局
<p>⑦ ツキノワグマの狩猟承認期間及び捕獲数の制限緩和並びに計画的な生息頭数管理を図るとともに、狩猟者が被害を受ける恐れに対して、本施策の中で支援できる制度の創設を早急に図ること。</p>	<p>④市町境等の複数にまたがったの広域捕獲を促進するため、新たに県で「捕獲専門家チーム」を編成し、市町からの要請に基づき県が代行捕獲を進める。また、岡山県、鳥取県と連携し、県境の一斉捕獲を強化する。</p> <p>⑤イノシシの捕獲対策について、従来各市町許可による有害捕獲に加え、生息密度が高く捕獲が困難な地域では、県が指定管理鳥獣等捕獲事業を活用し直接捕獲を進める。 さらに、狩猟期の捕獲報償金制度を創設し、捕獲拡大を図る。</p> <p>⑥内水面漁連や専門家で構成する協議会において、効果的な捕獲や被害対策の協議・検討を実施する。また、ハンティングチームによる繁殖期一斉捕獲、ねぐらやコロニーとしている立木の伐採や擬卵置換による繁殖抑制を支援する。</p> <p>⑦ツキノワグマ被害対策は、29年7月から強化している集落周辺地域で、シカ等捕獲用のオリを活用した有害捕獲を実施し、集落への出没を抑制させる。 また、追い払い効果の期待できる狩猟は、推定生息数や県環境審議会での意見を踏まえ実施する。なお、狩猟者の安全を確保するため、クマ狩猟者を対象に生態やクマ猟経験者による安全な狩猟などの講習会を開催している。</p>	
<p>(4) 農地中間管理事業による農地の集積・集約化を推進するため、機構集積協力金交付事業の財源を確保するよう国に働きかけられたい。</p>	<p>分散・錯綜した農地利用を整理し、担い手へ集約化する農地中間管理事業に地域が積極的に取り組めるよう、農地を貸し出す農地所有者や地域に対して交付される機構集積協力金及び機構運営に要する予算を全額国庫により十分確保するよう、継続的に国（農林水産省）へ働きかけている。</p>	<p>農政環境部 （農業経営課）</p>
<p>(5) 地域の安全安心の向上のため、水防上監視の必要なため池を対象に、ため池監視システムを構築するための財政支援を図られたい。</p>	<p>ため池監視システムの整備については、農村地域防災減災事業等(国庫補助事業)で実施可能であるため、本事業の積極的な活用を検討願いたい。</p>	<p>農政環境部 （農地整備課 農村環境室）</p>

要 望 事 項	要望に対する県の対応（平成30年度予算等）	所管部局
<p>5 公共土木事業等の拡充強化を図りたい</p> <p>真に豊かな生活を実現するため、地域住民の生活を支える道路網の整備及び今後起こりうる災害に備える治水事業等の推進は重要かつ緊急の課題であり、強力的に実施する必要がある。</p> <p>よって、県におかれては次の事項について速やかな実現を図りたい。</p>		
<p>(1) 災害を未然に防止するため県民の生命と財産を守る公共事業を推進されたい。</p> <p>① 河川環境整備事業（護岸整備、溢水対策、土砂の浚渫）を強力的に推進すること。</p> <p>② 砂防事業（砂防えん提の整備）を強力的に推進すること。</p> <p>③ 急傾斜地崩壊対策事業の全額国・県費による事業実施を国に働きかけること。</p> <p>④ 港湾整備事業、海岸高潮対策事業、海岸侵食対策事業を強力的に推進すること。</p>	<p>① 度重なる大規模災害に対し、県民の安全・安心の確保に向け、災害復旧事業による速やかな原形復旧とともに、再度災害防止に向けた対策を実施する。</p> <p>さらに、流下能力の不足に対応した河道対策、洪水調節池による都市浸水対策、高潮の影響による浸水被害を防ぐ対策、河川中上流部治水対策、南海トラフ地震に備えた津波対策、ダムによる対策、河川管理施設の老朽化対策など、様々な取り組みを計画的に推進する。</p> <p>また、河川堆積土砂撤去を実施するなど、適切な河川の管理と維持に努めていく。</p> <p>② 平成30年度からは新たに策定する「第3次山地防災・土砂災害対策計画(H30～H35)」に基づき、R区域に人家があるなど、緊急性の高い箇所での砂防堰堤やがけ崩れ対策工の整備を強力的に推進する。</p> <p>③ 急傾斜地崩壊対策事業の受益者負担金は、国通達により事業費の20%を基本としており、被害想定区域内に公共関連施設がある、又は、斜面が大規模であるなど一定条件のもとで、10%、5%の特例が設けられている。更なる低減については、国土交通省に伝えていく。</p> <p>④ 台風による高潮や、冬季風浪による越波、海岸侵食等による災害、近い将来発生が懸念される南海トラフ地震による津波から国土を保全するため、護岸等の整備や補強を着実に進める。</p> <p>また、東播磨港播磨地区において岸壁の老朽化対策を進めるほか、日本海を航行する船舶の安全性を確保するため、柴山港において避難港の整備等を進める。</p>	<p>県土整備部 （河川整備課） （砂防課） （港湾課）</p>

要 望 事 項	要望に対する県の対応（平成30年度予算等）	所管部局
<p>(2) 県全体の発展基盤となる「高速道六基幹軸」を構成する基幹道路とこれを補完するアクセス道路網の整備を推進されたい。</p> <p>① 公共交通機関の定時性の確保にも繋がる国道、県道の整備と幅員狭小及び視距困難箇所の道路改良等を推進すること。</p> <p>② 歩行者及び自転車の安全を確保するため、歩道整備及び自転車道、自転車レーン整備を推進すること。</p> <p>③ 東西南北交流圏域拡大のための基盤整備（神河町～宍粟市トンネル計画等）を推進すること。</p>	<p>人口減少社会においても、地域の活力を維持するためには、産業・物流拠点間の連携強化による経済成長や、救急医療体制の確保による生活の質の向上、国土強靱化による安全・安心の確保が必要であり、その基盤となる基幹道路網やこれを補完するアクセス道路網の早期整備、生活道路の安全対策等を推進する。</p> <p>① 社会基盤整備プログラムに基づき、国道・県道のバイパス整備等を推進するとともに、地域の課題やニーズにきめ細かく対応した局所的な道路拡幅や線形改良を行うなど、効率的、効果的な整備を進める。</p> <p>② 歩行者の通行に支障がある箇所等について、安全を確保するため、歩道等の整備を進め、特に、自動車交通量が多い通学路の歩道等を重点的に整備し、平成30年度末の完了予定である。なお、平成24年の亀岡市の通学路での事故を受け、市町が策定した「通学路交通安全プログラム」に基づき、学校、警察や道路管理者等で連携し、効果的な対策を推進している。</p> <p>また、歩行者と自転車の視覚的・物理的分離を実施（自転車レーン、路肩のカーブ舗装等）し、平成26～30年度の5年間で、200kmの対策を推進（H28迄に約123kmを実施）する。</p> <p>③ 当該区間については、現道が概ね2車線確保され、交通量も少なく、社会基盤整備プログラムの位置付けもないことから、現時点では、トンネルの事業化の予定はない。</p>	<p>県土整備部 （道路企画課） （道路街路課） （道路保全課）</p>
<p>(3) 県民緑税を活用した「住民参画型森林整備事業」において、「里山防災林整備事業」「野生動物共生林整備事業」等を実施した後の、地域住民による既整備地の環境保全活動に対する財政支援を図られたい。</p>	<p>「里山防災林整備」「野生動物共生林整備」等県民緑税を活用した事業については、整備完了後10年間において、市町と森林所有者の協定により、適正な管理を森林所有者等に求めていることから支援制度はないが、同じ地区内の未整備地において、地域住民自らが森林整備に取り組む場合、「住民参画型森林整備」の財政支援は可能としている。</p>	<p>農政環境部[環境] （豊かな森づくり課）</p>

要 望 事 項	要望に対する県の対応（平成30年度予算等）	所管部局
<p>6 公共交通の利便性の向上を図りたい</p> <p>公共交通は特に高齢者や学生にとっては欠かすことが出来ない重要な移動手段であり、その利便性の向上が町の活性化にもつながる。</p> <p>よって、県におかれては次の事項について速やかな実現を図りたい。</p>		
<p>(1) 公共交通（JR）の利便性の向上等について引き続き関係機関へ働きかけられたい。</p> <p>① 兵庫岡山両県境を越える鉄道交通の利便性の向上を図り、県外からの移住・交流人口を増加させるため、「姫路駅～岡山駅」を往来する直通電車（新快速等）の配備及びICOCA対応型自動改札機を導入すること。</p> <p>② JR姫新線の利便性向上のため、ICOCA未設置駅への導入他、現行ダイヤの増便・増結、拠点駅での乗り継ぎの円滑化を図ること。</p> <p>③ JR山陰本線及び播但線において、25年3月のダイヤ改正で快速列車へ名称変更された普通列車の全駅停車ダイヤを復活すること。</p> <p>④ JR播但線において通学・通勤の時間短縮等利便性の向上を図るため、姫路から和田山まで乗り換えを不要とするとともに、ICOCA未設置駅への導入他、蓄電池電車等を導入すること。</p>	<p>JRの利便性向上については、まずは利用者を増加させることが不可欠であり、沿線市町等と協力しながら利用促進活動を推進するとともに、継続的にJR等に働きかけている。</p> <p>① 姫路駅～岡山駅間については、岡山県、沿線市町とともに、直通列車の増便等による輸送力の強化を要望(H30.2神戸支社・岡山支社)</p> <p>なお、H30年夏にICOCAエリアの拡大と近畿エリアと岡山エリアを跨ぐ利用が可能となることが決まり、上郡駅、有年駅、天和駅及び備前福河駅にICOCA対応型自動改札機が設置される予定である。</p> <p>② H28.3のICOCAエリア拡大で、播磨高岡駅～播磨新宮駅間には、ICOCA対応型自動改札機が設置されているが、千本駅以西については未設置のため、沿線市町とともに、ICOCA導入と増便・増結等を要望(H29.2神戸支社)している。</p> <p>③ 駅通過の改善については、沿線市町とともに要望（H29.10及びH29.12福知山支社）している。また、市町に対して「利用者の増加が停車復活に必須」である旨、継続説明しており、利用促進に向けた協議を沿線市町及びJRと連携して実施中である。</p> <p>④ 姫路駅～和田山駅間の直通化及びICOCA未設置駅への導入を、沿線市町とともに、JRに要望（H29.12福知山支社）している。また、蓄電池電車等の導入については、鉄軌道整備に対する支援制度の創設を国に要望（H29.11本省）している。</p>	<p>県土整備部 （交通政策課）</p>

要 望 事 項	要望に対する県の対応（平成30年度予算等）	所管部局																																											
<p>(2) 生活交通バス路線の整備による地域公共交通網の空白地解消と日常生活の移動手段の確保のため、路線バスに対する補助制度の充実とコミュニティバスに対する支援強化を図られたい。</p>	<p>県は、国、市町との役割分担のもと、運行効率化や利用促進等を図りながら、国制度の活用や県単独の支援制度により、沿線市町とも協調して、路線バスやコミュニティバス等の生活交通バスに対して支援を実施している。</p> <p>平成30年度からは、免許返納後の高齢者の移動環境の確保など、きめ細かな生活交通対策として、地域住民自身の力を活用する自主運行バスを一層広めていくため、運行への支援の拡充や、導入にかかる実証実験への支援を行うこととしている。</p> <p>持続可能な公共交通とするためには、行政と事業者と住民が三位一体となった取組が必要であるため、3者等が構成員となる地域公共交通会議（市町主宰、県参画）等における議論を通じ、地域の実情に応じた運行形態の検討や利用促進策の取組等を、市町とともに実施していく。</p> <p><b>【参考】生活交通バス支援メニュー一覧</b></p> <table border="1" data-bbox="1025 804 1870 1086"> <thead> <tr> <th rowspan="2">形態区分</th> <th rowspan="2">事業主体</th> <th rowspan="2">運行主体</th> <th colspan="3">支援対象</th> <th colspan="2">道路運送法の区分</th> </tr> <tr> <th>運行欠損</th> <th>立ち上げ経費</th> <th>車両購入費</th> <th></th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>路線バス</td> <td>事業者</td> <td>事業者</td> <td>○</td> <td>－</td> <td>－</td> <td>一般乗合旅客運送(4条)</td> <td>緑ナンバー</td> </tr> <tr> <td>コミバス・乗合タクシー</td> <td>市町</td> <td>事業者</td> <td>○</td> <td>－</td> <td>－</td> <td>市町村運営有償運送(78条)</td> <td>白ナンバー</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">自主運行バス (マイカーライト含む)</td> <td>市町</td> <td>住民等</td> <td>○</td> <td>○ (実証実験費用を追加)</td> <td>○</td> <td>市町村運営有償運送(78条)</td> <td rowspan="2">白ナンバー</td> </tr> <tr> <td>住民等</td> <td>住民等</td> <td>×→○</td> <td>○ (実証実験費用を追加)</td> <td>○</td> <td>公共交通空白地有償運送(78条)</td> </tr> </tbody> </table>	形態区分	事業主体	運行主体	支援対象			道路運送法の区分		運行欠損	立ち上げ経費	車両購入費			路線バス	事業者	事業者	○	－	－	一般乗合旅客運送(4条)	緑ナンバー	コミバス・乗合タクシー	市町	事業者	○	－	－	市町村運営有償運送(78条)	白ナンバー	自主運行バス (マイカーライト含む)	市町	住民等	○	○ (実証実験費用を追加)	○	市町村運営有償運送(78条)	白ナンバー	住民等	住民等	×→○	○ (実証実験費用を追加)	○	公共交通空白地有償運送(78条)	<p>県土整備部 (交通政策課)</p>
形態区分	事業主体				運行主体	支援対象			道路運送法の区分																																				
		運行欠損	立ち上げ経費	車両購入費																																									
路線バス	事業者	事業者	○	－	－	一般乗合旅客運送(4条)	緑ナンバー																																						
コミバス・乗合タクシー	市町	事業者	○	－	－	市町村運営有償運送(78条)	白ナンバー																																						
自主運行バス (マイカーライト含む)	市町	住民等	○	○ (実証実験費用を追加)	○	市町村運営有償運送(78条)	白ナンバー																																						
	住民等	住民等	×→○	○ (実証実験費用を追加)	○	公共交通空白地有償運送(78条)																																							

要 望 事 項	要望に対する県の対応（平成30年度予算等）	所管部局
<p>7 防災・減災対策の充実強化を図りたい</p> <p>住民の安全・安心を確保し、生命・財産を守るため、地震・津波・豪雨等大規模災害に対応した防災・減災対策の充実強化を図ることが不可欠である。</p> <p>よって、県におかれては次の事項について速やかな実現を図りたい。</p>		
<p>(1) 地震・津波・豪雨等大規模災害に対し、県は国の防災関係機関並びに市町との連携を深め、広域的な協力体制を整備するとともに、緊急防災・減災事業債の対象事業を拡大するよう国に強く働きかけられたい。</p>	<p>県では、災害等の緊急事態の発生に備え、県災害対策センターにおける職員の宿日直体制をとり、平時から市町や国の防災機関等と災害時の情報連絡手段を確立している。</p> <p>そして、大規模災害時に災害対応の知識や経験を持つ県・市町職員などを派遣し、当該市町の応急対策を支援する「ひょうご災害緊急支援隊」や、県及び市町で締結した「兵庫県及び市町相互間の災害時応援協定」などを活用し、災害発生時に県内の被災市町等への支援体制も備えている。</p> <p>さらに、県と市町の連携を深めるため、県・市町防災力強化連携チームを市町へ派遣し、各市町の自己点検結果を踏まえた意見交換や、先進的な事例の紹介等を行い、県全体の防災力の充実強化を図っている。</p> <p>また、関西広域連合では、大規模広域災害発生時に的確かつ機動的に対応するため、「関西防災・減災プラン」、「関西広域応援・受援実施要綱」及び災害対応別マニュアルの策定等を行っており、救援物資、応援要員、広域避難などの応援・受援により、関西が一体となって災害対応にあたる。平常時には、広域連合が実施する関西広域応援訓練、関係機関・団体等との連携推進など、防災・減災事業に取り組み、自らはもとより関西全体としての災害対応能力の向上を図る。</p> <p>また、平成30年度国の予算編成等に対する提案（平成29年7月、12月）において、緊急防災・減災事業債を砂防・治山・河川・海岸等の整備事業や道路封鎖のおそれのある危険建築物の除去事業、耐震化に資する公共施設の建替え事業等にも活用できるよう、対象事業の拡大について提案を行った。</p>	<p>企画県民部 （市町振興課） 企画県民部[防災] （防災企画課 広域企画室） （災害対策課）</p>



要 望 事 項	要望に対する県の対応（平成30年度予算等）	所管部局
	<p>平成30年度の地方債計画において、緊急防災・減災事業債は平成29年度と同額の5,000億円が計画されているものの、対象事業の拡充は見受けられないことから、引き続き国に対して要望していく。</p> <p>なお、河川管理、砂防、海岸保全、治山、港湾、漁港の社会基盤施設について、所管省庁が示す管理方針に基づき実施される長寿命化事業が、平成30年度から公共施設等適正管理推進事業債（充当率90％・交付税措置率30％（財政力に応じて最大50％））の対象とされたことから、計画的な防災・減災対策の推進に当たり、これらの起債の活用も助言していく。</p>	
<p>(2) 自主防災組織の活性化や、減少が続く消防団員の確保並びに防災士・防災ボランティアの育成と環境活動の整備について支援を図りたい。</p>	<p>自主防災組織の支援については、一義的には市町の責務であるが、県としても、複数の自主防災組織で実施する訓練への補助や、訓練方法等をわかりやすくまとめた手引きの作成・配布等により、自主防災組織の活性化を図る。また、地域防災の担い手として活動する人材を育成することを目的に、自主防災組織のリーダー等を対象に、「防災士」の受験資格が付与される「ひょうご防災リーダー講座」を広域防災センターに加え、阪神地域・但馬地域でも実施する。さらに、市町が防災リーダーを登用し、自主防災組織の訓練指導等を行うための防災資機材の無償貸与も、引き続き支援する。</p> <p>消防団員の確保についても、原則、消防団を設置する市町の責務であるが、県としても兵庫県消防協会と連携し、団員の確保に資する事業支援、団員の表彰や教育訓練を実施するほか、自主防災組織と連携した訓練や企業等と連携した機能別消防分団創設への補助など、消防団の充実強化に取り組んでいる。</p> <p>災害ボランティアへの支援については、ひょうごボランタリープラザにおいて、市町ボランティアセンターの災害ボランティア活動や災害への備えを強化するための「ひょうご災害ボランティア活動サポート事業」を引き続き実施する。</p>	<p>企画県民部[防災] （消防課） 企画県民部 （県民生活課）</p>
<p>(3) 防災行政無線・消防救急無線等防災情報基盤の計画的な整備を促進するため、財政支援の拡充を図るよう引き続き国へ働きかけられたい。</p>	<p>防災行政無線、消防団に係る消防救急デジタル無線の整備については、円滑に事業の推進を図れるよう、緊急防災・減災事業債の継続及び市町の財政力を考慮した財政支援制度の拡充を国に対し要望してきたところであり、平成32年度まで緊急防災・減災事業債の延長がなされている。</p>	<p>企画県民部[防災] （災害対策課） （消防課）</p>

要 望 事 項	要望に対する県の対応（平成30年度予算等）	所管部局
<p>(4) 老朽化する地域の集会所が、災害時に住民の避難所として十分に機能するための施設整備に係る補助制度を創設するよう、国に働きかけられたい。</p>	<p>熊本地震においても、避難所が損壊し、その機能が果たせなかった事例が課題の1つとなった。地域の集会所を避難所とする場合、法令上の規定はないが①耐震、耐火構造を有していること、②天井材、照明器具などの非構造部材についても耐震化が図られていること、③情報通信材等の通信手段が確保されていることなど、施設の構造上の要件を満たしていることが望ましい。地域の集会所の整備等に係る補助制度の創設については、国に働きかけることを今後検討してまいりたい。</p>	<p>企画県民部[防災] （災害対策課） 企画県民部 （市町振興課）</p>
<p>(5) 民間住宅の耐震化を推進するための予算確保並びに補助率の更なる嵩上げを国に働きかけられたい。</p>	<p>補助の財源となる国費「社会資本整備総合交付金（防災・安全交付金）」の当初配分について、H28年度は78%であったことから、国に対して予算総額の確保を強く申し入れたが、平成29年度の当初内示においても73%にとどまっている。 このため、平成30年度国の予算編成に対する提案では、民間住宅の耐震化を推進するため、予算を確保するとともに、補助率の更なる嵩上げを行うことを提案している。</p>	<p>県土整備部[まち] （建築指導課）</p>
<p>(6) 万一の災害に対する支援の県単独災害復旧補助治山事業において、山地災害復旧事業にかかる採択要件の緩和を図られたい。</p>	<p>激甚災害に指定されるような甚大な被害が発生した場合に、国庫補助制度では対応できない規模の山地災害復旧工事については、既存事業とは別に当該年度ごとに県単独事業を創設し、山地災害の復旧や崩壊土砂等の緊急除去を実施している。 今後とも災害規模に応じて復旧事業の検討を行い、適切に支援してまいりたい。</p>	<p>農政環境部 （治山課）</p>

要 望 事 項	要望に対する県の対応（平成30年度予算等）	所管部局
<p>8 上下水道事業の経営維持に向けた支援の拡充強化を図りたい</p> <p>上下水道施設においては、防災及び地域活性化の観点から施設環境整備が不可欠であるとともに、将来の人口減少による利用料金収入の減少等経営環境の悪化や、技術者の確保等課題は山積している。</p> <p>よって、県におかれては次の事項について速やかな実現を図りたい。</p>		
<p>(1) 南海トラフ地震等大規模災害に備え、水道施設の耐震化を推進するための財政支援を拡充するよう引き続き国に働きかけられたい。</p>	<p>水道施設の耐震化に対する財政支援については、県の耐震化等事業計画に基づき、厚生労働省から県に交付金が交付され、県から各事業体（市町）へ交付している。</p> <p>しかし、交付金の対象となる事業は限られており、その申請には一定の条件があること、補助率についても事業体規模等により1/3、1/4、4/10と低率であること等から、拡充の要望があがっているのが実情である。さらに、今年度の要望に対する交付額の内示状況については、おおむね申請額の7割5分にとどまっている。</p> <p>県では、現行の補助金・交付金について各事業体が円滑に活用できるよう、制度の周知、要望額の調査や個別の相談・ヒアリング等を通じて、県内全域の把握・助言を行うとともに、「兵庫県水道事業のあり方懇話会」からの提言を踏まえ、財政措置・制度改正について、国への予算編成に対する提案をはじめ、日本水道協会等、各団体を通じ要望活動を実施しており、今後も市町、関係機関等と連携し、国（厚生労働省、総務省、財務省）に対して要請・提案していく。</p>	<p>健康福祉部 （生活衛生課） 企業庁 （水道課）</p>

要 望 事 項	要望に対する県の対応（平成30年度予算等）	所管部局
<p>(2) 人口減少や地理的要因等により自らの努力だけでは経営を維持できない条件不利地域の水道事業に対し、地方の実情を踏まえた財政等支援制度の創設を国に働きかけられたい。</p> <p>(3) 統合前の簡易水道の建設改良に係る地方財政措置（給水人口による交付税措置）については段階的な縮減を廃止して恒久的な財政支援にするとともに、簡易水道との統合を行った上水道を過疎対策事業債の対象事業に追加するよう国に働きかけられたい。</p>	<p>不採算な条件のもとでの経営を余儀なくされる上水道が増加していることから、「兵庫県水道事業のあり方懇話会」からの提言を踏まえ、原則、料金収入のみで給水原価を回収することが前提とされている現行制度を見直し、水道事業に対する繰出基準を拡充した上で、将来にわたる経営維持に向けた新たな財政措置を創設するよう、総務省の「水道財政のあり方に関する研究会」等を通じ国に働きかけを行っていく。</p> <p>また、アセットマネジメント未実施の事業体に対してその実施について助言等を行い、導入を推進するとともに、施設更新の際に施設の効率化（ダウンサイジングや相互連絡管布設による効率的な配水等）について相談を受けたり、利用できる補助メニューがあればその情報を提供し、経営の負担軽減につながるようサポートを引き続き行っていく。</p>	<p>企画県民部 （市町振興課） 健康福祉部 （生活衛生課） 企業庁 （水道課）</p>
<p>(4) 下水道事業については①人口減少、②更新需要の拡大、③技術職員の人材確保、④経営管理の適正化など水道事業と同様の課題を抱えていることから、事業の持続性を高めるため、経営の広域化や施設の共同化、技術職員の確保・育成などの支援を図るとともに、老朽化に伴う更新需要への財政支援等について積極的に国に働きかけられたい。</p>	<p>下水道をはじめとした生活排水処理施設の管理運営については、施設の老朽化、職員数の減少、使用料収入減といった様々な課題に直面しており、県民生活に密着した重要なインフラである生活排水処理施設の持続性を高める取り組みが喫緊の課題である。</p> <p>生活排水処理事業の持続性を高める有効な手法である施設の統廃合については、事業の進め方や先進事例紹介等の指導助言、庁内関係課室による協議調整を行いながら進めており、平成29年7月末時点で、県内38施設（下水道6施設、農業集落排水18施設、コミュニティプラント14施設）が統廃合により廃止されている。</p> <p>しかし、統廃合に着手していない市町が全体の約1割あること、統廃合に着手していても同一市町での検討にとどまっていることなどから、県では生活排水処理施設の統廃合の更なる促進や、市町の枠を超えた広域化・共同化等を検討するため、改正下水道法により創設された協議会制度を活用し、平成29年8月29日に「兵庫県生活排水効率化推進会議」を設立し、これらの取り組みを積極的に支援している。</p> <p>あわせて、ストックマネジメント計画に基づく老朽化対策等を計画的に進めることができるよう、町と連携し国土交通省下水道部に対し予算要望活動を実施するなど、事業費確保に努める。</p>	<p>県土整備部 （下水道課）</p>

要 望 事 項	要望に対する県の対応（平成30年度予算等）	所管部局
<p><b>9 地域防犯対策事業の拡充強化を図りたい</b> 安全安心な地域創生のため、犯罪の予防を目的とした事業に対する財政的支援は不可欠である。 よって、県におかれては次の事項について速やかな実現を図りたい。</p> <p>(1) 地域防犯まちづくり活動における防犯設備の充実のため、兵庫県防犯カメラ設置補助事業の継続及び拡充による地域団体への支援を図りたい。</p>	<p>防犯カメラ設置補助事業は、防犯灯と同様、一義的には市町の事業であると考えているが、地域が取り組む子どもの見守り活動などの地域安全まちづくり活動をハード面から補完し、地域の防犯力を総合的に向上させることを目指して、県が先導的に実施している。平成30年度も昨年度に引き続き、補助箇所数 500箇所を確保し、事業の促進を図る。 今後とも、地元市町と一体となって防犯カメラの設置強化に取り組んでいきたいと考えている。</p>	<p>企画県民部〔政策〕 （地域安全課）</p>
<p><b>10 スポーツ・文化施設の長寿命化、機能充実等に対する財政支援の拡充強化を図りたい</b> 公立文化施設等が地域の元気を創造する拠点としての機能を発揮し、心豊かな生活や、活力ある地域社会の実現に寄与するためには財政的な支援が不可欠である。 よって、県におかれては次の事項について速やかな実現を図りたい。</p> <p>(1) 老朽化したスポーツ・文化施設の安全の確保、長寿命化のための施設改修や建替え等、各種装置の高度化、施設の多機能化、省エネルギー化・バリアフリー化等の機能向上に対する財政措置を創設するよう国に働きかけられたい。</p>	<p>県では、平成30年度国の予算編成等に対する提案（平成29年7月、12月）において、老朽化が進む公立スポーツ・文化施設の機能向上等を図るための交付税措置のある特別な地方債の創設について提案を行った。 平成30年度の地方債計画において、公共施設等適正管理推進事業債（充当率90％・交付税措置率30％（財政力に応じて最大50％））が拡充され、公共用建物の長寿命化事業に加え、公共施設等のバリアフリー改修事業やユニバーサルデザイン化のための改修事業が対象に追加となったことから、市町に対してこれらの活用を助言するとともに、高度化、多機能化等に係る機能向上についても対象に追加するよう、国に対して要望していく。</p>	<p>企画県民部 （市町振興課）</p>
<p><b>11 社会保障・税番号制度に係る財政支援の拡充強化を図りたい</b> 公平な社会保障制度や税制の基盤である社会保障・税番号（マイナンバー）制度の運用にあたっては、制度が国家的な社会基盤であることから財政支援が不可欠である。 よって、県におかれては次の事項について速やかな実現を図りたい。</p> <p>(1) 法定受託事務であるマイナンバーカード交付事業について、地方負担が発生することのないよう財政支援の拡充を国に働きかけられたい。</p>	<p>マイナンバーカード交付事務に係る補助金（総務省）については、総額（H29：16.7億円）を交付枚数で按分した額を上限とする算定方法（ただし、DV被害者等対応及び居住実態調査の経費は実額で算定）とされているが、国の設定する上限額と市町の実支出額に乖離があり不十分な場合がある。 県としても、平成30年度国の予算編成等に対する提案（H29.12）において、市町のカード交付事務やカードへの旧氏記載に伴うシステム改修に関して必要な経費は、市町に負担が生じることがないように国が負担することについて提案を行ったところであり、今後も、各市町の状況も踏まえ、必要な要望等を行っていく。</p>	<p>企画県民部 （市町振興課）</p>

要 望 事 項	要望に対する県の対応（平成30年度予算等）	所管部局
<p><b>12 国際交流推進施策の充実強化を図りたい</b></p> <p>国際性豊かな社会の実現に向けて、経済振興、国際交流といった様々な効果を地域に行きわたらせるとともに、住民サービスの向上に資するため、県におかれては次の事項について速やかな実現を図りたい。</p> <p>(1) 一般旅券の発給事務等について、各県民局並びに県民センターでの取り扱いを図りたい。</p>	<p>1 旅券の発給事務については、神戸の旅券事務所ほか、県内全域をカバーできるよう、尼崎出張所、姫路出張所、但馬空港窓口の4カ所の窓口を設置してきている。</p> <p>2 旅券は、言葉の異なる海外にあって、国籍、氏名、年齢などを具体的に証明できるほぼ唯一の手段であり、慎重に取り扱うものとして、外務省との協議を踏まえ、県内4カ所の旅券事務所で集中的に処理することとしている。</p> <p>3 旅券は、10年又は5年に一度の取得という、それほど県民にとって頻度が高いものではなく、現在の窓口が交通の便利な場所にあることから、費用対効果の観点からも、現在の4カ所の窓口の配置は適切と考えている。</p> <p>4 なお、平成30年度からは、各事務所とも、土日に旅券の申請受付と交付ができる体制へ拡充し、県民の利便性を高めていく。</p>	<p>産業労働部 (国際交流課)</p>

要 望 事 項	要望に対する県の対応（平成30年度予算等）	所管部局
<p><b>13 人権擁護対策の充実強化を図りたい</b></p> <p>社会的身分や門地による不当な差別や人権侵害は今なお存在しており、人権尊重についての認識が十分に定着したとは言えない状況である。</p> <p>よって、県におかれては次の事項について速やかな実現を図りたい。</p> <p>(1) 急速な普及を見せるインターネットを利用した差別事象について、プロバイダ事業者等への削除要請、人権侵害の防止及び被害救済に係る法的措置の仕組みを講じるよう、引き続き国に働きかけられたい。</p>	<p>インターネットを悪用した差別事象については、平成27年7月10日に西脇市教育委員会人権教育室から、「インターネット版部落地名総鑑」の掲載について情報提供があり、平成27年7月16日付けで、神戸地方法務局人権擁護課長あてに県人権推進課長名で、プロバイダへの削除要請等所要の対応を要請した。また、平成27年8月28日の県町村会から知事への要望会において、同様の要望があり、平成27年9月17日に、法務大臣あてに知事名で、プロバイダへの削除要請等所要の対応及び法的措置を含めた抜本的対策の実施を要請した。</p> <p>国（法務省）に対しては、平成23年7月の「平成24年度国の予算編成等に対する提案」以降、インターネットの悪用による人権侵害など繰り返し発生している人権侵害について、①人権救済制度の創設など人権擁護のための早急な法整備等を提案している。平成28年7月の「平成29年度国の予算編成等に対する提案」以降、②「部落地名総鑑」がインターネット上も含め流布しないよう法的措置も含めた抜本的対策の実施について提案している。平成29年7月28日に行った「平成30年度国の予算編成等に対する提案」でも、上記①②について提案した。</p> <p>今後とも、表現の自由に十分配慮しつつ、許容限度を超えて他人の人権を侵害する悪質な事例には、法務省（神戸地方法務局）を通じて、発信者が特定できる場合には、発信者に侵害状況の排除を求め、特定が困難な場合等には、プロバイダーへの情報掲載の停止、削除の申し入れを行うなど、業界の自主規制を促していくこととしている。また、インターネットを悪用した人権侵害をはじめとする差別事件を根絶するためにも、人権擁護のための早急な法整備を国（法務省）に対して、今後も引き続き働きかけていきたい。</p> <p>なお、インターネット上の悪質な差別的書込みの削除を推進するため、平成30年度から、(新)ヘイトスピーチ等インターネット・モニタリング事業を実施する。”</p>	<p>健康福祉部 (人権推進課)</p>